議案第29号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、特別区道路線を 次のように認定する。

整理番号	起終点	備考
R 4 - 2	217番2の内から	
	世田谷区八幡山三丁目	八幡山三丁目37番
	111番1の内まで	
R 4 - 3		
	世田谷区八幡山三丁目50番1の内	八幡山三丁目37番
		から38番まで
R 4 - 4	八幡山三丁目147番5の内から	
	世田谷区	八幡山三丁目37番
	粕谷二丁目7番8の内まで	

(参考)

番号	延長	幅 員	面積	道路の現況
	(メートル)	(メートル)	(平方メートル)	
		9.00から		
1	5 5 8 . 7 4		5150.85	未整備
		11.98まで		一部仮整備
2	93.13	6.00	561.34	未整備
		8. 12から		
3	64.15		5 9 4 . 4 0	未整備
		11.93まで		一部仮整備

案 内 図

新たに認定する特別区道路線 (区域決定)

街区

八幡山三丁目37番、38番

